

# 第 1 章 総 論

## 第 1 節 市域の現況

### 1 自然的条件

#### (1) 位置及び地勢

本市は広島県の西部に位置し、広島湾に面しています。南北はおよそ35km、東西はおよそ47 km、平成18年(2006年)10月1日現在の面積は905.08km<sup>2</sup>です。

市域内の平地は、太田川低地、三篠川低地、府中低地及び広島低地から構成される広島平野、瀬野川低地及び海田低地から構成される海田平野及び五日市低地からなっています。

丘陵地・台地は低地に隣接し、山地は北部、東部及び西部にあり、標高600m以上の山岳も多く点在していますが、その山頂部分はなだらかです。

市内を流れる河川の水系は、太田川水系、瀬野川水系及び八幡川水系であり、広島市の代表的な河川である太田川は、下流で西から太田川、天満川、旧太田川、元安川、京橋川及び猿候川の6つの河川に分岐して広島湾に注いでいます。瀬野川は熊野川及び畑賀川を合流して海田湾に注いでいます。また、八幡川は佐伯区湯来町付近の谷中に端を発し、石内川を合流し広島湾に注いでいます。

図 1 位置図(中国地方)



出典：市勢要覧(平成18年(2006年)版)

## (2) 地質

市域内の地質は、古生層、中生代白亜紀の高田流紋岩類、広島花崗岩類、第四紀洪積層、沖積層からなっています。古生層は市北部地域に分布し、主として粘板岩からなっています。高田流紋岩類は白木町白木山一帯に分布しています。洪積層は低地の沖積層の基盤として埋積しており、主として砂礫からなっています。沖積層は低地全般に分布し、砂層、シルト、粘土層、砂礫層からなっています。その他の大部分の地区は花崗岩類からなっています。

## (3) 気候

本市の気候は、温暖で降水量が少ないいわゆる「瀬戸内気候区」に属しています。これは、冬の季節風は中国山地に、夏の季節風は四国山地にさえぎられているという地理的条件によるものです。月平均気温は1月5.3℃、8月27.9℃、年平均16.1℃と比較的温暖です。

降水量は、南に豊後水道が開けている影響で夏は南寄りの風が多雨をもたらすことがあり、年平均1,540.6mmと瀬戸内気候区としてはやや多くなっています。

卓越風は年間を通じて太田川に沿って吹く北又は北々東の風が圧倒的に多く、夏の南西からの海風がこれに次いでいます。

一年のうちで雨の多い時期は大別して次の三つの期間が顕著で、まず、5月上旬を中心とした春の雨の期間、次に梅雨期、第3番目は「秋の長雨」と呼ばれる9月を中心とした期間です。水害の原因となる大雨は、梅雨末期の集中豪雨と台風に伴うものが主で、本市における大雨の記録は日最大雨量339.6mm、1時間最大雨量79.2mmです。

なお、10月中旬から3月末までのほぼ6か月間は乾燥期で雨は少なく晴天の日が多くなります。

## 2 社会的条件

### (1) 人口及び世帯

#### ア 人口及び世帯

平成18年(2006年)9月末現在の住民基本台帳及び外国人登録人口によると、本市の人口は、116万181人、世帯数は50万6,486世帯となり、前年同月に比べそれぞれ0.3%、1.4%の増加となりました。一世帯あたりの人口は2.3人で、前年同月とほとんど変化はありませんでした。

#### イ 人口動態

最近の本市の人口は、自然増加を主体として増加しており、平成17年(2005年)は自然増加(出生と死亡の差)が2,769人の増、社会増加(転入と転出の差)が364人の増で、人口増加数は3,133人の増加となりました。

#### ウ 合計特殊出生率

合計特殊出生率(一人の女子が一生の間に生む子どもの数の平均)は、平成17年(2005年)は1.26で、昨年と比べて0.03ポイント減少しました。

## エ 行政区別人口

国勢調査によると、昭和60年(1985年)から平成17年(2005年)の20年間で安佐南区が1.3倍、安佐北区、佐伯区が1.2倍、西区、安芸区が1.1倍となりました。

前回との比較でみると、中区、南区が減少から増加に転じ、また西区も横ばいから増加に転じている一方で、安佐北区、佐伯区は減少傾向となりました。安佐南区は10.4%増、7.2%増と一貫して増加を続けています。

表 1 区別人口の推移

(各年10月1日現在)

区 分	人 口					増加率(%)			
	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	7年 (1995年)	12年 (2000年)	17年 (2005年)	60~2年	2~7年	7~12年	12~17年
総 数	1,051,748	1,093,707	1,117,117	1,134,134	1,154,391	4.0	2.1	1.5	1.8
中 区	135,883	134,651	128,360	124,719	127,763	0.9	4.7	2.8	2.4
東 区	122,668	122,715	124,829	123,258	121,222	0.0	1.7	1.3	1.7
南 区	147,541	143,938	138,208	135,467	137,874	2.4	4.0	2.0	1.8
西 区	169,193	178,486	178,838	179,519	184,795	5.5	0.2	0.4	2.9
安佐南区	169,622	175,211	185,414	204,636	219,343	3.3	5.8	10.4	7.2
安佐北区	131,019	144,446	154,079	156,387	152,716	10.2	6.7	1.5	2.3
安 芸 区	68,169	70,039	74,542	75,435	76,656	2.7	6.4	1.2	1.6
佐 伯 区	107,653	124,221	132,847	134,713	134,022	15.4	6.9	1.4	0.5

資料：国勢調査(平成18年(2006年)版市勢要覧)

## (2) 土地利用

### ア 地目別土地面積

平成14年(2002年)から平成18年(2006年)までの5か年の地目別土地面積の推移をみると、田、畑が減少し、住宅地などの宅地が増加する傾向にあります。なお、総面積については旧湯来町の合併により増加しております。

表 2 地目別土地面積の推移

単位：千㎡

(各年1月1日現在)

区 分	14年 (2002年)	15年 (2003年)	16年 (2004年)	17年 (2005年)	18年 (2006年)	増 減
						H14年~H18年 (02年~06年)
総面積	394,008	393,431	392,612	392,207	422,752	28,744
宅地	78,963	79,723	80,276	80,638	81,151	2,188
商業地区	2,742	2,765	2,783	2,790	2,834	92
工業地区	8,529	8,940	8,951	8,943	9,026	497
住宅地区	60,320	60,640	61,124	61,439	62,016	1,696
その他	5,855	5,859	5,886	5,921	7,275	1,420
田	31,973	31,627	31,345	31,103	30,837	1,136
畑	14,785	14,719	14,643	14,550	14,531	254
山林	245,592	244,807	244,065	243,778	273,792	28,200
原野	4,250	4,243	4,185	4,171	4,354	104
池沼	49	50	41	41	41	8
塩田、牧場、鉱泉地	-	-	-	-	0	0
雑種地	15,928	15,796	15,624	15,504	15,836	92
軌道用地	2,469	2,466	2,433	2,422	2,210	259

資料：平成18年(2006年)版広島市統計書

(注)本表は、固定資産税の課税対象となる評価総地積で、公有地、公共用道路、公園などの課税対象外の土地は含みません。

平成17年度までの宅地の内訳については旧湯来町を除くため総数と一致しません。

## イ 経営耕地

平成17年(2005年)の世界農林業センサスによると、本市では2,067haの耕地(市域総面積の2.3%)が7,295戸の農家によって経営されています。

## ウ 森林面積

本市の森林面積は、平成15年(2003年)3月31日現在で、6万780ha(平成17年度(2005年度)に合併した旧佐伯郡湯来町の数値を含みます。)(市域総面積の67.2%)です。このうち、民有林は5万5,897ha(総数の92.0%)、国有林は4,883ha(同8.0%)です。

## (3) 都市施設

### ア 道路・橋梁

平成19年(2007年)4月1日現在の市内の道路は、1万4,780路線、実延長4,262kmで、道路の舗装率は、国道100%、県道99%、市道93%となっています。

また、橋梁は2,901橋あります。

### イ 河川

市内の河川は、主として一級河川太田川の流域にあり、このほか少数が二級河川瀬野川流域、八幡川流域及び単独に流れています。平成19年(2007年)4月1日現在、河川数は716河川で総延長は899.6kmに達し、このうち市が管理するものは657河川、546.0kmです。

### ウ 公園

平成18年度(2006年度)末現在、公園緑地の中心的施設である都市公園の開設状況は1,110か所、929.8haで、これは市民1人当たり8.03㎡に当たり、広島市緑の基本計画において目標としている市民1人当たり約10㎡に向け、整備を推進しています。

## (4) 産業の動向

### ア 就業者数及び事業所数

平成17年(2005年)国勢調査による本市の就業者56万3,701人を産業分類別にみると、第1次産業7,186人(構成比1.3%)、第2次産業12万4,063人(22.0%)、第3次産業42万128人(74.5%)となっています。

本市経済は高度成長から安定成長への移行に伴い、サービス経済化が進み、第3次産業の割合が高くなるなど、産業構造の変化がありました。近年の産業構造は安定しています。

平成16年(2004年)の事業所・企業統計調査による本市の民営事業所数は5万416事業所あり、区別の分布では、中区が1万5,212事業所で全市の30.2%を占めており、以下西区(7,918事業所、15.7%)、南区(7,474事業所、14.8%)、安佐南区(5,971事業所、11.8%)と続いています。

### イ 市民経済

平成15年度(2003年度)の市内総生産(=総支出)は、名目で4兆6,928億円、経済成長率は

1.1%増(前年度1.7%減)で、物価変動を除いた実質(平成7年(1995年)暦年基準)で4兆9,924億円、経済成長率は2.6%増(前年度0.7%減)で、名目、実質ともに3年ぶりのプラス成長となっています。

## ウ 農業

本市の農業は、小規模な稲作経営が主流ですが、近年の著しい都市化の進展や農業従事者の高齢化、新規就業者の減少などにより、全般的に縮小傾向にあります。

平成17年(2005年)の世界農林業センサスによる本市の販売農家は、農家数2,451戸、農業就業人口4,253人でした。これを前回調査(平成12年(2000年))と比べると、農家数は1,120戸減、農業就業人口も2,058人減となっています。

## エ 林業

本市の民有林は、平成15年(2003年)3月31日現在で、5万5,897ha(平成17年度(2005年度)に合併した旧佐伯郡湯来町の数値を含みます。)で、その内訳は、まつ・ひのき・すぎなどの針葉樹が3万6,343ha(民有林総数の65.0%)、広葉樹1万8,820ha(同33.7%)、その他734ha(同1.3%)となっています。

市域のうち、北部森林地域には、古生層地帯を中心にすぎ・ひのきの生育に適した適潤性褐色森林土壌(適度の水分を保っている森林育成に最適な土壌)が広くみられ、人工林率が高く、古くから優良林業地域の形成が進んでいます。

一方、中南部地域では、せき悪土壌地帯(栄養分の少ない痩せた土壌)が多く、生産性の低いアカマツ及び広葉樹の天然林が主体となっており、都市地域の環境を保全する役割が高くなっています。

今後の森林の在り方としては、林産物の供給に加え、災害防止、水源かん養等の自然環境保全、景観保護やレクリエーションの場など総合的機能の発揮が求められています。

## オ 水産業

本市の水産業は、海面では特産クロダイやメバル、ナマコ等を漁獲する釣、刺網、底曳網等の小規模な漁船漁業と特産広島カキを生産するカキ養殖業が営まれており、内水面では太田川水系でアユ漁、シジミ漁、モクズガニ漁等が営まれています。

漁獲量は、都市化の進展に伴う漁業環境の変化や水産資源の減少、漁業者の高齢化などにより減少傾向にあります。 「つくり育てる漁業」等の水産振興施策の展開によって一部魚種には回復の兆しが見られます。

平成17年(2005年)の広島農林水産統計によると、本市の漁業経営体数は411であり、このうちカキ養殖は73となっています。漁獲量は海面漁業が323tで、前年に比べ3.3%減少し、カキ養殖は3,967tで、前年に比べ2.7%減少しています。

## カ 工業

平成18年(2006年)の工業統計調査による従業者規模4人以上の事業所では、事業所数は1,476で前年より45減、従業員数は5万2,100人で前年より1,215人増、製造品出荷額等2兆2,149億円で前年より2,995億円増となっています。

これを業種別にみると、事業所数では食料品が 231(総数の15.7%)で最も多く、次いで金属製品 207(同14.0%)、一般機械器具 200(同13.6%)などとなっています。

製造品出荷額等では、輸送用機械器具が 1兆1,651億円(同52.6%)で最も多く、半数近くを占め、以下、一般機械器具4,413億円(同19.9%)、食料品1,818億円(同8.2%)などとなっています。このように本市の工業は、自動車を始めとする輸送用機械を核として成り立っています。これらは製造メーカーを頂点に多くの関連企業等で構成される裾野の広い産業です。

## キ 商業

平成16年(2004年)の商業統計調査(飲食店を除きます。)によると、事業所数は1万5,060店、従業員数は13万549人、年間商品販売額は8兆326億円でした。前回調査(平成14年(2002年))と比べると、事業所数で3.4%の減少、従業者数で4.4%の減少、販売額でも7.5%の減少と全て減少しています。

## (5) エネルギー等消費

### ア 電力消費量

平成18年(2006年)3月末現在の電灯契約口数は67万2,486口で、前年度に比べ7,165口(1.1%)増加しました。また、使用電力量は27億2,244万kWhで、前年度に比べ9,847万kWh(3.8%)増加しました。

平成18年(2006年)3月末現在の電力契約の契約口数は8万2,554口で、前年度に比べ2,246口(2.6%)減少しました。使用電力量は39億6,487万kWhで、前年度に比べ7,453万kWh(1.9%)増加しました。

表 3 電灯需要

単位：口、千 kWh

区 分	平成 16 年度(2004 年度)		17 年度(2005 年度)	
	契約口数	使用電力量	契約口数	使用電力量
総 数	665,321	2,623,961	672,486	2,722,435
従量電灯 A	546,232	2,055,449	546,773	2,078,114

資料：平成 18 年(2006 年)版市勢要覧

(注) 1 契約口数は年度末現在です。

2 従量電灯 A は主に一般家庭用の契約で最大需要容量が 6kVA 未満のものです。

表 4 電力需要

単位：口、千 kWh

区 分	平成 16 年度(2004 年度)		17 年度(2005 年度)	
	契約口数	使用電力量	契約口数	使用電力量
総 数	84,800	3,890,341	82,554	3,964,870
業務用電力	—	1,263,142	—	—
小口電力	—	762,732	—	320,071
そ の 他	—	143,025	—	154,229
特定規模需要	—	1,721,442	—	3,490,570

資料：平成 18 年(2006 年)版市勢要覧

(注) 1 契約口数は年度末現在です。

2 小口電力は 500kW 未満のものです。

3 平成 17 年 4 月の特定規模需要の範囲拡大にあわせ、平成 17 年度の実績は拡大後の区分に基づく数値としています。

## イ ガス消費量

平成17年(2005年)末の都市ガス需要戸数は35万3,216戸で、前年に比べ860戸(0.2%)増加しました。消費量は3億2,740万 $\text{m}^3$ で、前年に比べ13.6%増加しました。

表 5 都市ガス需要

単位：戸、千 $\text{m}^3$  (11,000kcal/ $\text{m}^3$ )

区分	平成16年(2004年)		17年(2005年)	
	需要戸数	消費量	需要戸数	消費量
総数	352,356	288,293	353,216	327,403
家庭用	331,986	90,067	333,062	92,342
商業用	16,585	52,221	16,323	53,602
工業用	304	119,948	318	153,558
医療用	1,489	12,445	1,518	13,463
公用	1,992	13,612	1,995	14,438

資料：平成18年(2006年)版市勢要覧

(注) 1 需要戸数は年末現在です。

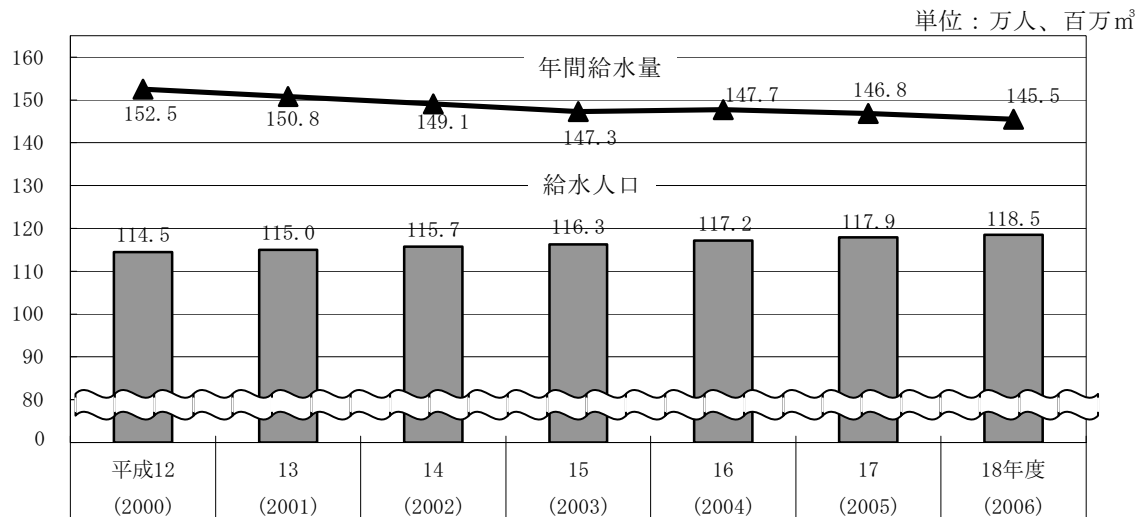
2 廿日市市、安芸郡府中町、海田町、坂町、佐伯郡大野町を含みます。

## ウ 上水道給水量

平成18年度(2006年度)末の給水世帯数は51万8,781世帯で、前年度より7,053世帯増加しました。また、給水人口も118万5,175人となり5,885人増加し、普及率97.5%となりました。

平成18年度(2006年度)の年間給水量は、1億4,545万5,956 $\text{m}^3$ で、前年度と比較すると135万112 $\text{m}^3$ (0.9%)減少しました。

図 2 給水人口及び年間給水量の推移



資料：広島市水道局企画総務課

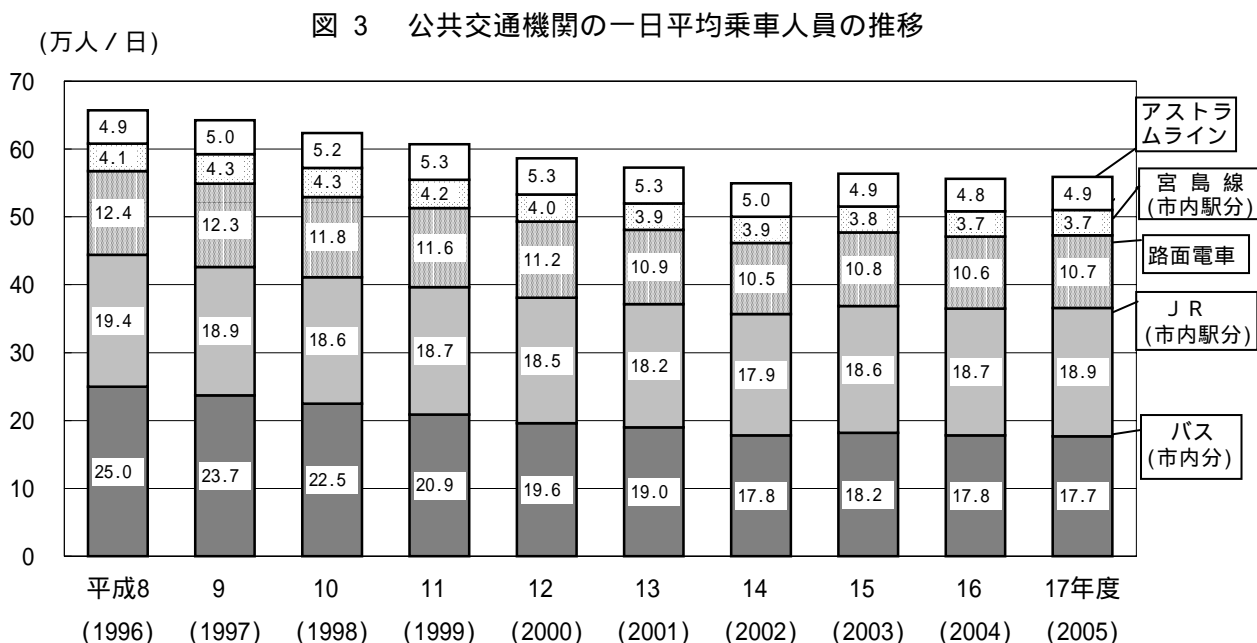
(注) 1 各項目には、給水区域である安芸郡府中町及び坂町を含みます。

2 給水人口は、各年度末現在の住民基本台帳及び外国人登録に基づく算出数値です。

(6) 交通の状況

ア 公共交通機関の利用状況

公共交通機関の一日平均乗車人員の推移は、全般的には平成8年度(1996年度)以降減少傾向にあります。JRの乗車人員については平成15年度(2003年度)以降微増傾向にあります。



資料：広島市統計書より作成

(注) 1 「JR(市内駅分)」には、向洋、海田市駅を含みます。

2 「バス(市内分)」には、平成15年度(2003年度)から、それまでの広島電鉄株、広島バス株、広島交通株、中国ジェイアールバス株、芸陽バス株及び備北交通株に加え、エイチ・ディー西広島株、第一タクシー株、広交観光株、(有)エンゼルキャブのデータを含み、平成16年度(2004年度)から、さらに(株)ささき観光のデータを含みます。

イ 車種別自動車登録台数

市内の登録自動車台数は、平成17年度末現在64万770台で前年度末に比べ1.1%増加しました。これを車種別にみると、乗用車が37万1,842台(総数の58.0%)でほぼ横ばい、軽自動車が18万5,667台(同29.0%)で同3.9%増、貨物用が5万6,288台(同8.8%)で同1.0%減、小型二輪自動車が1万2,042台(同1.9%)で2.9%増などとなっています。

このほか、小型特殊自動車の軽自動車登録台数が4,939台、原動機付自転車が13万1,378台あり、原動機付自転車のうち11万1,372台は手軽に乗れる50cc以下のものです。

表6 車種別登録自動車台数

単位：台

年度	総数	貨物用			乗合用	特殊用途用	乗用車	特殊車(大型)	小型二輪	軽自動車
		普通車	小型車	被けん引						
平成16年度末 (2004年度末)	633,813	16,392	40,053	467	2,110	9,927	371,451	3,049	11,708	178,656
17年度末 (2005年度末)	640,770	16,447	39,354	487	2,134	9,772	371,842	3,025	12,042	185,667

資料：平成18年(2006年)版市勢要覧(平成17年度(2005年度)に合併した旧佐伯郡湯来町の数値を含む)

(注) 小型二輪自動車は250ccを越えるものを指します。



### 1 環境問題の概要

我が国においては、昭和30年代(1955年～1964年)後半に始まった高度経済成長期に、重化学工業を中心とする工業生産が飛躍的に増大し、また、新幹線、空港、高速自動車道等の交通網が整備されるなど、国民の生活は裕福・至便になりました。しかし、これら産業活動に伴って大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの都市型特有の諸問題が生じてきました。

これらの諸問題に対応し公害対策を総合的かつ計画的に推進するため、昭和42年(1967年)に「公害対策基本法」が制定されました。昭和45年(1970年)の臨時国会を「公害国会」と位置付け、公害追放の世論の盛り上がり背景に「水質汚濁防止法」等公害関係14法が制定されました。また、翌年には環境関係諸法の施行等の事務を一元的に行う環境庁が設置されました。

公害関係法令の整備・充実や多くの事業者の努力などによって、産業型公害の危機的な状況はかなり改善されてきましたが、一方では、生活排水を主因とする水質汚濁や自動車の使用に伴う大気汚染等我々の日常生活や通常の事業活動に起因する環境問題＝都市生活型公害が各地で発生しています。

都市生活型公害は、従来の公害問題のように原因企業と被害住民という構造ではなく、不特定多数のものが原因者であり、原因者が同時にその影響を受ける者になっている点が大きく異なっています。

昭和60年(1985年)頃から、経済のグローバル化が進み、原材料のみならず、部品や製品の輸出入や海外旅行者数が増大する一方で、開発途上国における人口増加、貧困、自然破壊等、社会問題とも複雑に関連する環境問題が生じました。

また、多種多様な化学物質の使用は、環境ホルモン等の新たな環境問題を発生させ、人類を含む地球上の全ての生物種に脅威を与えています。

このように原因が複雑多様化し、被害の程度が地球規模で次世代にも影響を及ぼす問題を「地球環境問題」と総称しています。

その中でも、特に地球温暖化は今日における人類最大の課題であり、平成9年(1997年)に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択された「京都議定書」が、平成17年(2005年)2月に発効しました。

京都議定書は、先進国等の温室効果ガス排出量の削減に関する具体的な数値約束を初めて定め、目標達成のための政策・措置の選択が各国に委ねられたこと、各国の数値約束が差異化されたことなど重要な意味を持ち、京都議定書の発効により国際社会は地球温暖化防止のための意味のある一歩を踏み出しました。

我が国においては、平成14年(2002年)6月に京都議定書を受諾し、現在、その目標達成に向けた各種施策が展開されています。

## 2 本市の環境行政の沿革

本市においては、昭和40年代(1965年～1974年)から、人口の増加や産業の発展に伴う生活排水や工場排水の増加のため、河川や広島湾の汚濁が目立ち始めるとともに瀬戸内海で赤潮が頻繁に発生するようになりました。

また、工場・事業場からの排出ガスによるオキシダント情報もしばしば発令されるようになりました。

本市では、昭和42年(1967年)に環境保全関係の組織として、衛生局衛生課に公害係を設置し環境保全対策を開始しました。昭和44年(1969年)に公害対策課として改組(昭和46年(1971年)には環境保全部)し、市内河川の水質調査を開始するとともに昭和46年(1971年)に水質監視員制度を発足させました。また、昭和51年(1976年)には「広島・呉地域公害防止計画」が策定されるなど、環境保全対策の充実が図られました。

昭和55年(1980年)4月の政令指定都市移行後は、より環境保全に配慮するとともに「うるおい」や「やすらぎ」を求める市民ニーズを考慮しつつ、大気汚染、水質汚濁などの公害防止や緑地の推進などに努め、自然との共存を図りつつ水と緑の豊かな都市づくりを行ってきました。

平成5年(1993年)には環境の保全と創造に係る基本的な方針である「広島市環境管理計画」を策定するとともに、国際環境協力の一環として、友好都市である重慶市に「酸性雨研究交流センター」を設置し共同研究を開始しました。

こうした施策が評価され、平成6年度(1994年度)には「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体」として環境庁長官より表彰され、その後も、平成7年度(1995年)に「広島市環境影響評価要綱」の施行、国際環境自治体協議会(ICLEI)への加盟、「地球にやさしい市民行動計画」の策定等により、より環境に配慮した開発事業等への誘導、地球環境問題対策の充実などに努めています。

平成9年(1997年)4月には、廃棄物処理及び清掃行政と環境保全業務を結合し機動的・弾力的に環境行政を執行するため、環境事業局と衛生局業務を統廃合し新たに環境局を設置しました。

平成11年(1999年)3月には、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境の実現を図ることを目的とした「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」や「広島市環境影響評価条例」を制定しました。この「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき「広島市環境基本計画」を平成13年(2001年)10月に策定しました。

平成15年度(2003年度)には、この計画の地球温暖化防止に関する具体的な行動プランとして「広島市地球温暖化対策地域推進計画」を策定するとともに、ぽい捨てなどの解消を目指した「広島市ぽい捨て等の防止に関する条例」の制定、平成16年度(2004年度)には、ごみ減量、リサイクルに取り組むための目標と具体的行動を示す「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム～110万人のごみゼロ宣言」の策定、平成17年度(2005年度)には、「広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」や「広島市産業廃棄物処理基本計画」を改定するなど、環境への負荷が少なく持続的発展が可能な社会の実現に向けた取組を推進しています。

### 3 今後の課題

#### (1) 自然環境の保全と創造

生物の多様性の確保、森林等の自然環境の保全や整備、自然の適正な利用などを通じて、自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、これを将来の世代へ継承することが必要です。

#### (2) 生活環境の保全と循環型社会の創造

市民の健康や生活環境に影響を及ぼす公害を防止するとともに、エネルギー・資源の効率的利用や廃棄物の循環利用、環境負荷を低減するための交通体系の整備を推進するなど、都市全体としての環境負荷低減に向けた仕組みづくりを進め、健康かつ安全な生活環境を保全し、環境への負荷の少ない循環型の社会を創造することが必要です。

#### (3) 快適環境の保全と創造

本市の多彩な環境のバランスを保ちながら、都市の緑化や水辺環境の整備、美しい都市景観の維持・向上、歴史的・文化的資源の保全など、潤いと安らぎのある都市環境を積極的に保全し、創造することが必要です。

#### (4) 地球環境の保全

本市では、人口の集中や産業の集積、社会経済活動の進展の結果として大量のエネルギーが消費されており、温室効果ガスの発生抑制等地球環境問題に対応した一層の取組が求められています。

地球環境の保全という視点から、自然エネルギーの利用やエネルギーの効率的利用など、足元からの取組を進めるとともに、国際交流や国際協力など諸活動を通じて地球環境の保全に積極的に貢献することが必要です。

#### (5) 市民・事業者・市の協働

上記の課題に取り組んでいくためには、市民・事業者・市といった主体の全てが、環境問題は自らの日常生活や事業活動と深く関わっていることを認識し、各々の責務に応じた役割分担と三者の協働のもとに環境問題に取り組んでいくことが必要です。

そのため、市民や事業者に対して、適切な情報提供や環境教育、環境保全に関する活動・取組への支援を行うなど、市民・事業者・市が全員参加し、自主的かつ積極的に自らの役割を果たすことができる仕組みづくりを進めることが必要です。

### 第3節 総合的な施策の推進

## 1 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例

本市の環境行政の根幹として、環境の保全及び創造に関する基本理念や市・市民・事業者の責務、施策の基本方針を定める「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」を平成11年(1999年)3月に制定し、同年4月1日から施行しました。

図4 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例の体系図

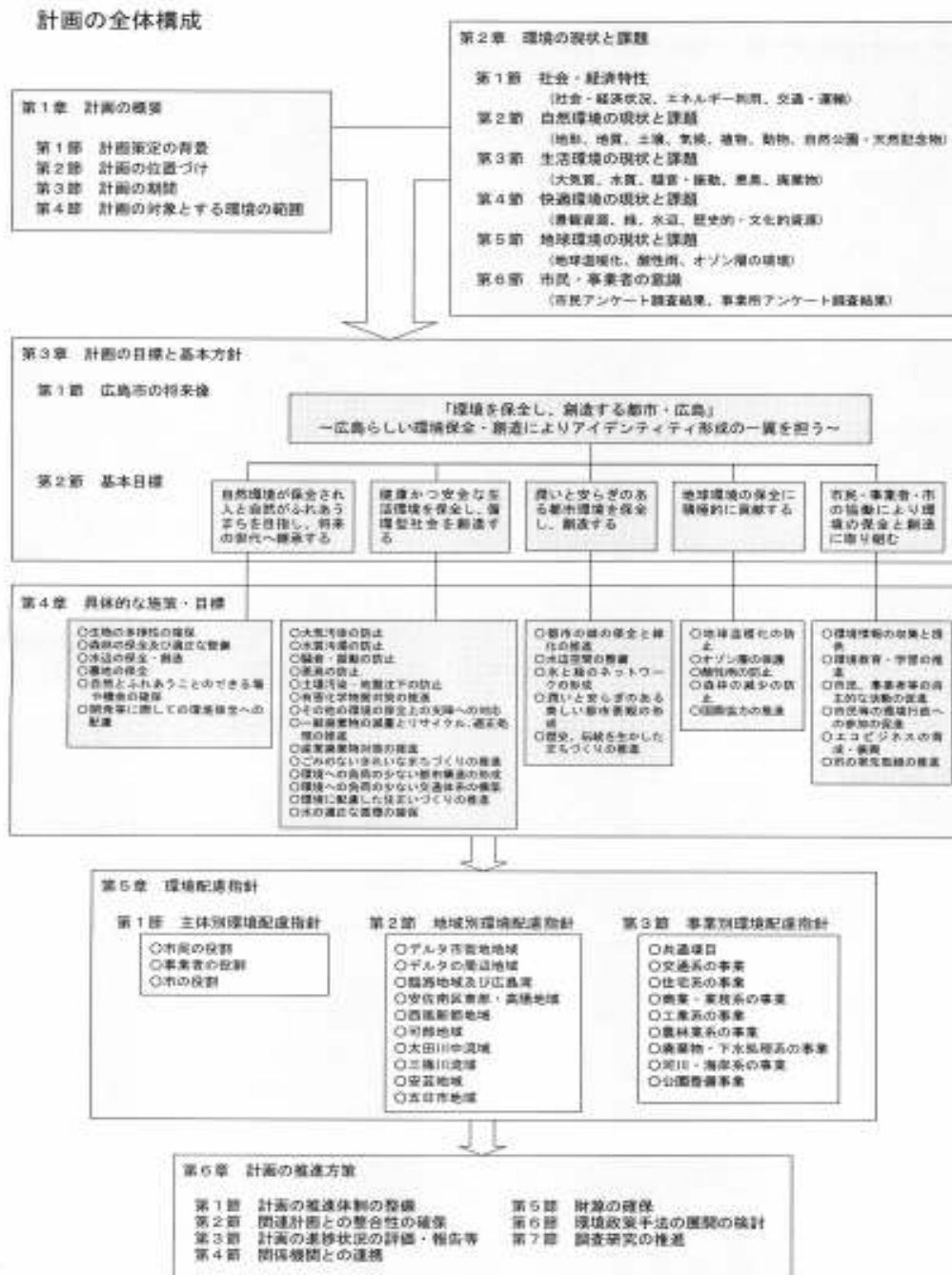


## 2 広島市環境基本計画

平成11年(1999年)3月に制定した「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」第34条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「広島市環境基本計画」を平成13年(2001年)10月に策定しました。

この計画は、「広島市基本構想」に掲げられている本市の都市像「国際平和文化都市」を環境面から実現するための部門計画として、環境行政の中心的な役割を担うものと位置付けられ、計画の期間は平成22年度(2010年度)までとしています。計画の進捗状況は第2章第6節に記載しています。

図5 「広島市環境基本計画」構成図



### 3 環境影響評価制度

#### (1) 広島市環境影響評価条例

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、土地の形状の変更、工作物の新設等の環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、あらかじめその事業の実施が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価し、その結果を公表してこれに対する市民や専門家の意見を聴くことにより、環境に配慮した適切な事業とすることを目的とする制度です。

本市では、一定規模以上の開発事業等を行うに当たって環境影響評価を行うための一連の手続きを定める「広島市環境影響評価要綱」を平成7年(1995年)に制定し、運用してきました。

しかし、近年、行政運営の公正の確保や透明性が求められるようになり、また、国・県においても法・条例を制定したことから、本市においても平成11年(1999年)3月に「広島市環境影響評価条例」を制定し、同年6月12日から本格施行しました。

条例では、新たに、事業計画立案の早い段階から環境配慮を行う仕組みや、市民意見の提出機会の拡大、各種書類の公表、事後調査制度の充実について盛り込んでいます。

調査、予測、評価する環境影響評価項目の概要は図6のとおりです。また、条例の対象となる事業の種類・規模及び手続きフローは、それぞれ表7、図7のとおりです。

図6 環境影響評価項目の概要

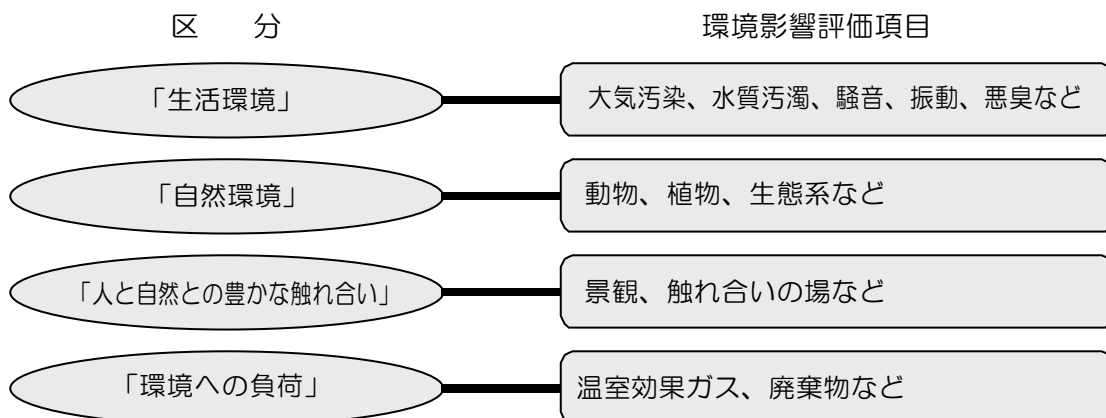
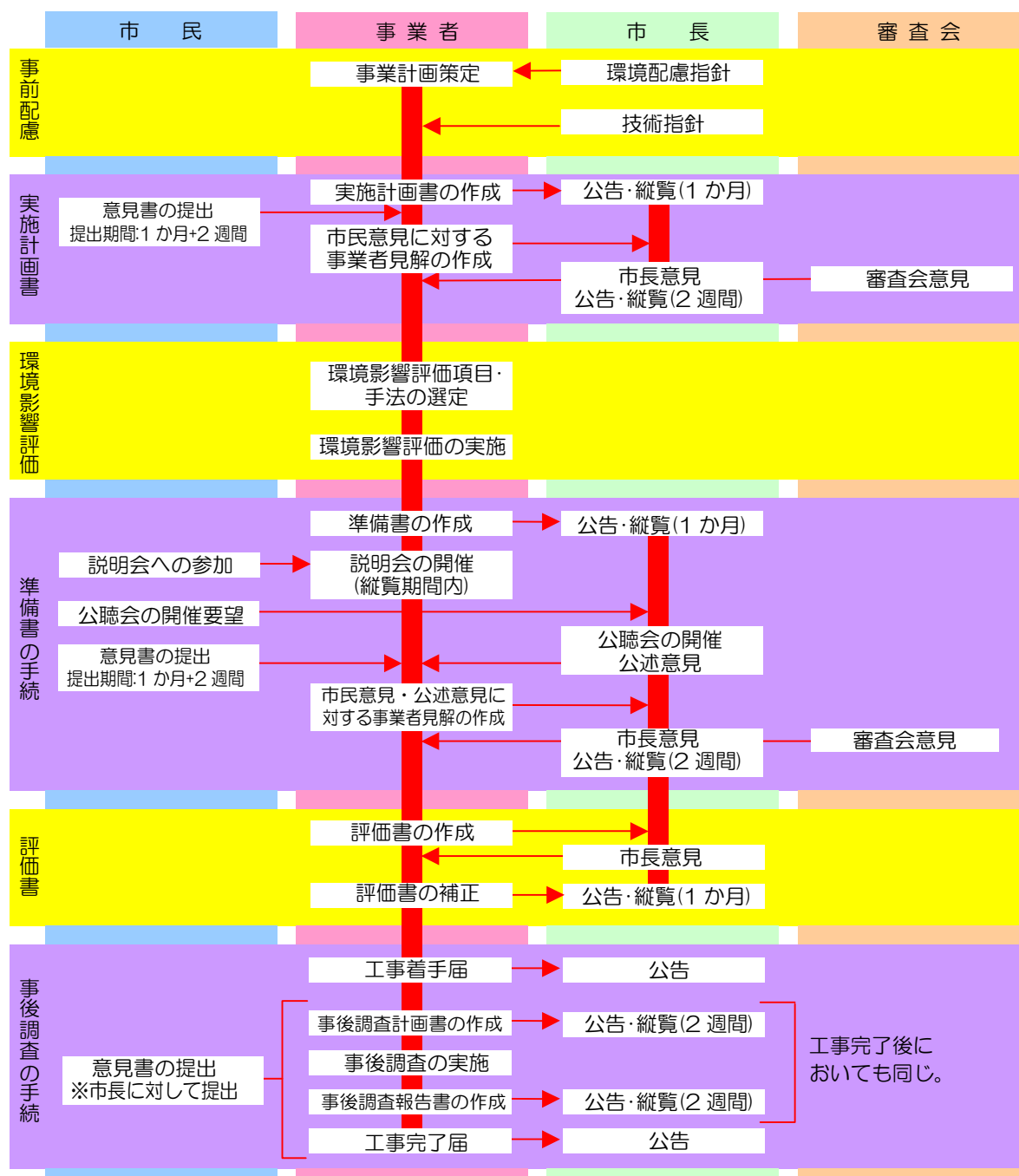


表 7 広島市環境影響評価条例の対象事業

対象事業の種類	規模の要件の概要
1 道路の新設又は改築の事業 自動車専用道路・指定都市高速道路 林道 ～ 以外の道路	新設又は改築(車線の増加に係る部分の長さが1km以上) 新設(幅員6.5m以上、かつ、長さが3km以上)又は改築 (幅員6.5m以上、かつ、幅員の増加に係る部分の長さが 3km以上) 新設(4車線以上、かつ、長さが3km以上)又は改築(4車 線以上、かつ、車線の増加に係る部分の長さが3km以上)
2 ダムの新築、堰の新築又は改築その他河川工事の事業 ダム 堰 放水路	新築(貯水面積が40ha以上) 新築(湛水面積が40ha以上)又は改築(湛水面積が20ha以 上増加し、かつ、改築後の湛水面積が40ha以上) 新築(土地の形状変更面積が40ha以上)
3 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業	建設又は施設の改良(改良に係る部分の長さが1km以上)
4 空港その他の飛行場又はその施設の設置又は変更の事 業	飛行場の設置又は滑走路の新設、延長(250m以上の延長)
5 電気工作物の設置又は変更の工事の事業 水力発電所 火力発電所	設置(1.5万kW以上)又は変更(1.5万kW以上)の工事 設置(5万kW以上)又は変更(5万kW以上)の工事
6 廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更 の事業 廃棄物焼却施設 し尿処理施設 最終処分場	設置(8t/h以上)又は変更(8t/h以上の増加) 設置(100kl/日以上)又は変更(100kl/日以上の増加) 設置(3ha以上)又は変更(3ha以上の増加)
7 公有水面の埋立て又は干拓の事業	埋立て又は干拓の区域の面積が25ha以上(特別区域15ha 以上)
8 土地区画整理事業	施行区域の面積が40ha以上(市街化調整区域を20ha以上 含む場合は20ha以上)
9 住宅団地の造成事業	施行区域の面積が20ha以上
10 工業団地の造成事業 面積 排出ガス量 排出水量	施行区域の面積が10ha以上 工業団地における排出ガス量の合計が4万 N/h以上 工業団地における排出水量の合計が5,000 /日以上
11 流通業務団地の造成事業	施行区域の面積が10ha以上
12 スポーツ・レクリエーション施設等の新設又は増設の事 業 都市公園又は第二種特定工作物 ゴルフコース	新設(形状変更区域の面積が20ha以上) 新設(形状変更区域の面積が5ha以上)又は増設(形状変更 区域の面積が5ha以上)
13 下水道の終末処理場の新設又は増設の事業	終末処理場の新設又は増設(計画処理人口10万人以上増 加)
14 工場又は事業場の新設又は増設の事業 敷地面積 排出ガス量 排出水量	形状変更区域の面積が10ha以上 工場又は事業場からの排出ガス量が4万 N/h以上 工場又は事業場からの排出水量が5,000 /日以上
15 土石等の採取の事業	新設(20ha以上)又は増設(20ha以上)
16 大規模建築物の新築の事業	建築物の高さが100m以上、かつ、延べ面積が10万㎡以上
17 墓地又は墓園の新設の事業	形状変更区域の面積が20ha以上
18 複合用地の造成事業	施行区域の面積が20ha以上(工業、流通系を含む場合は 10ha以上)

図 7 広島市環境影響評価条例の手続きフロー



## (2) 広島市環境影響評価審査会

広島市環境影響評価条例第36条の規定に基づき、市長の附属機関として広島市環境影響評価審査会を平成11年(1999年)5月に設置しました。

審査会は市長の諮問に応じ、環境影響評価、事後調査その他必要な事項を調査審議します。委員の任期は2年で、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱又は指定することとしており、平成18年度(2006年度)末現在で16名が委員に就任しています。



### (3) 環境影響評価制度の運用状況

条例施行後、表 8 に示す事業について環境影響評価の手続きを行っています。

表 8 環境影響評価制度の運用状況

事業の名称	出島埋立地区廃棄物処分場設置	安佐南工場建替事業	玖谷埋立地拡張整備事業	白木産業廃棄物最終処分場増設事業
事業の種類及び規模	最終処分場の設置 (約 18ha)	廃棄物焼却施設の設置 (処理能力: 400 t / 日)	最終処分場の規模の変更 (埋立面積: 12.7ha→14.6ha)	最終処分場の規模の変更 (埋立面積: 8.9ha→16.6ha)
事業者等	広島県知事	広島市長	広島市長	㈱クリショー
実施場所	広島市南区出島二丁目地先公有水面	広島市安佐南区沼田町大字伴字赤迫 3990 番地	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬	広島市安佐北区白木町大字志路
実施計画書の公告	平成 11 年(1999 年) 12 月 15 日	平成 17 年(2005 年) 7 月 1 日	平成 14 年(2002 年) 5 月 31 日	平成 17 年(2005 年) 3 月 1 日
準備書の公告	平成 13 年(2001 年) 1 月 29 日	平成 18 年(2006 年) 9 月 15 日	平成 18 年(2006 年) 3 月 1 日	—
評価書の公告	平成 14 年(2002 年) 8 月 29 日	—	平成 18 年(2006 年) 11 月 15 日	—
工事着手及び事後調査計画書の公告	平成 15 年(2003 年) 8 月 4 日	—	—	—
備 考	—	事業内容の修正に伴い、実施計画書の手続きから再度手続きを実施しています。	事業規模を縮小(埋立面積: 16.3ha→14.6ha)し、平成 16 年(2004 年)12 月 8 日に対象事業廃止届出書が提出されましたが、引き続き条例に準じて手続きを実施しています。	—

## 4 広島市多元的環境アセスメント

現在、我が国で行われている環境アセスメントのほとんどが、事業アセスメントと呼ばれているもので、事業の実施内容がほぼ固まった段階で環境アセスメントが行われるため、大幅な事業計画の変更などが難しく、環境への影響をより少なくするための手段が限られてしまうなどの制度上の限界が指摘されています。

環境アセスメント制度を十分に機能させるためには、現行の環境アセスメント制度を補完し、事業に先立つ政策や計画を立案する段階に環境への配慮を組み入れていく新たな制度を構築する必要があります。

本市ではこうした視点に立って、新たな環境アセスメント制度として、広島市多元的環境アセスメント制度の構築に取り組んできており、平成15年(2003年)3月に制度の基本理念やあり方を基本構想として取りまとめ、平成16年(2004年)3月には、廃棄物最終処分場整備計画を対象としたガイドラインを策定しました。

また、平成16年(2004年)4月には、広島市が策定する大規模事業等の計画を対象とした広島市多元的環境アセスメント実施要綱を施行しました。

## 5 広島地域公害防止計画

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しく、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ、公害の防止を図ることが著しく困難である地域等について、公害の防止を目的として策定される地域計画であり、環境大臣の指示により関係都道府県知事が作成し、環境大臣の同意を得て策定されるものです。

広島地域では、昭和50年度(1975年度)に「広島・呉地域公害防止計画」(計画範囲：広島市、呉市、府中町、海田町、熊野町及び坂町)を策定し、5年ごとに改定しながら公害の防止に関する諸施策を推進してきました。

平成18年(2006年)3月には、広島市の区域を計画の範囲とした「広島地域公害防止計画」が策定され、自動車交通公害及び広島湾海域の水質汚濁を主要課題に掲げ、交通流、交通量対策、生活排水対策等を実施することとしています。

## 6 広島市環境審議会

「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」第39条の規定に基づき、市長の附属機関として広島市環境審議会を平成12年(2000年)1月に設置しました。

環境審議会は市長の諮問に応じ、環境基本計画に関すること、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を審議します。

委員の任期は2年で、学識経験者、関係行政機関の職員、各種団体の関係者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱することとしており、平成18年度(2006年度)は20名が委員に就任しています。

## 7 広島市環境調整会議(庁内組織)

環境の保全及び創造に関する本市の施策について総合的に調整・推進するため、「広島市環境調整会議」を平成12年(2000年)1月に設置しました。

この会議は、

環境局担任副市長を会長、その他の副市長を副会長、各局長等を委員とする「会議」

会議の円滑な運営を図るため、環境局次長を幹事長、環境局環境政策課長を副幹事長及び各局等の庶務担当課長を幹事とする「幹事会」

幹事会の事務を補佐するため、個別の事項について調査検討を行うことを目的に必要に応じて設置される「分科会」

から構成されています。